

**地下鉄短信 (第453号) 令和2年7月31日発行**

編集 (一社)日本地下鉄協会 責任者 川村 廣 栄

電話 03-5577-5182(代) FAX 03-5577-5187

**記事 ○ 令和3年度予算に係る「地下鉄事業」に関する要望活動の実施**

国の令和3年度予算に係る概算要求を控え、本日、7月31日(金)に、日本地下鉄協会として「令和3年度予算に係る『地下鉄事業』に関する要望」を、今年度は、現下の新型コロナウイルス感染症拡大予防に向けた対応に関する国の要請(人数制限等)を踏まえた形で、当協会の波多野専務理事から、国土交通省、総務省及び環境省に対して行いました。

**【国土交通省への要望】**

国土交通省に対しては、赤羽国土交通大臣など三役のほか、栗田卓也事務次官、藤井直樹国土交通審議官や鉄道局の上原 淳局長、寺田吉道次長、木村典央審議官、江口秀二技術審議官、金



木村審議官と面談

指和彦都市鉄道政策課長などに「新型コロナウイルス感染症拡大の影響による地下鉄事業の経営悪化等に対する支援措置」のほか、「地下高速鉄道事業に係る補助金総額の確保等」として「耐震対策」、「浸水対策」や「バリアフリー対策の強化」等現下の喫緊の課題等に加え、「脱炭素化に資する事業の補助金総額の確保等」について、また、蒲生篤実観光庁長官ほかに対しては「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」や「公共交通利用環境の革新等事業」などのための補助金の確保等の重点事項について要望しました。

**【総務省への要望】**

総務省に対しては、高市総務大臣など三役のほか、黒田武一郎事務次官、内藤尚志自治財政局長、渡邊 輝公営企業担当審議官、馬場竹次郎財政制度・財務担当審議官などに「新型コロナウイルス感染症拡大の影響による地下鉄事業の経営悪化等に対



渡邊公営企業担当審議官と面談

する支援措置」のほか、「公的資金の高金利企業債の補償金免除繰上償還制度の創設」や「公営地下高速鉄道事業の特例債制度の充実等」、「資本費負担緩和債及び資本費平準化債の財政措置等」、「交通事業への一般会計負担金等に対する財政措置の充実」など重点事項について要望しました。

### 【環境省への要望】

また、環境省に対しては、中井徳太郎事務次官、小野 洋地球環境局長、同局の小笠原 靖地球温暖化対策課長、加藤 聖地球温暖化対策事業室長などに「脱炭素化に資する事業の補助金総額の確保等」について要望しました。

当協会としましては、国の令和3年度予算に係る概算要求を控え、本年4月に各事業者からご提出いただきました「令和3年度予算概算要求に係る情報交換資料」でのご意見・ご要望を踏まえつつ、今回の要望活動をはじめ、今後与党に対しても、要望活動を行っていくこととしておりますので、要望事項実現のため、会員各位の更なるご支援ご協力をお願い申し上げます。

なお、要望書は、別添添付資料のとおりです。

(注) 必要に応じ、社内へ転送、回覧などをお願いします。

配信先を変更又は追加を希望する場合は、新しい配信先の職名、氏名及びメールアドレスをお知らせ下さい。

また、本短信について、是非ご意見をお寄せ下さい。

連絡先: kawamura@jametro.or.jp

【資料】

「地下鉄」事業に関する

# 要 望 書

(令和3年度予算)

令和 2 年 7 月

一般社団法人 日本地下鉄協会

# 一般社団法人 日本地下鉄協会

会 長 (福 岡 市 長) 高 島 宗一郎

副会長 (東京地下鉄株式会社社長) 山 村 明 義

副会長 (大阪市高速電気軌道株式会社社長) 河 井 英 明

副会長 (東武鉄道株式会社社長) 根 津 嘉 澄

## 普通會員鐵道事業者

東京地下鉄(株)	阪神電気鉄道(株)
東京都	京浜急行電鉄(株)
大阪市高速電気軌道(株)	近畿日本鉄道(株)
名古屋市	京阪電気鉄道(株)
札幌市	名古屋鉄道(株)
横浜市	京王電鉄(株)
神戸市	西武鉄道(株)
京都市	山陽電気鉄道(株)
福岡市	北大阪急行電鉄(株)
仙台市	神戸電鉄(株)
東日本旅客鉄道(株)	北総鉄道(株)
東急電鉄(株)	埼玉高速鉄道(株)
小田急電鉄(株)	広島高速交通(株)
阪急電鉄(株)	東葉高速鉄道(株)
東武鉄道(株)	横浜高速鉄道(株)
京成電鉄(株)	株大阪港トランスポートシステム

以上 32 事業者

# 要 望 書

地下鉄の建設・整備とその運営につきましては、日頃から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

地下鉄は、わが国で90年を超える歴史を有しており、今日では、大都市における基幹的交通機関として、安全、安心で快適な輸送サービスを提供し、人とまちと暮らしを支えるとともに、道路混雑の緩和やCO<sub>2</sub>の排出削減等地球温暖化対策にも貢献しております。

しかしながら、施設の老朽化や地震、激甚化する自然災害等への対応に加え、高齢化社会の進展等に対応する更なるバリアフリー化の推進など、課題は山積しており、地下鉄の経営環境は、引き続き厳しい状況にあります。

加えて、新型コロナウイルスに対応するための混雑緩和や空調・換気などのために大規模な施設整備等も急務となっております。

つきましては、地下鉄整備・運営の喫緊の課題への対応と地下鉄経営の健全化を推進するため、国の令和3年度予算等において、別記事項を実現賜りますよう特段のご高配をお願い申し上げます。

# 要 望 事 項 一 覧

- I. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による地下鉄事業の経営環境の悪化等に対する支援措置
- II. 地下高速鉄道事業に係る補助金総額の確保等
- III. 「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」、「公共交通利用環境の革新等」に係る補助金総額の確保等
- IV. 脱炭素化に資する事業の補助金総額の確保等
- V. 公営地下鉄事業の経営の安定及び経営基盤の強化のための財政措置の拡充
- VI. 交通事業への一般会計の負担金等に対する財政措置の充実

# I. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による地下鉄事業の経営環境の悪化等に対する支援措置

(国土交通省、総務省)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による地下鉄事業の経営環境の悪化等に対し、以下のような所要の財政措置を講じるなど、十分な支援を行うこと。

## 1. 財政支援

- (1) 公共交通事業者の減収に対する補填策の創設。
- (2) 特別減収対策企業債の継続及び拡充。
- (3) 無利子貸付金制度の創設。

## 2. 補助制度

- (1) 駅構内や車両内の混雑緩和に資する施設等の整備に対し、新たな補助制度の創設。
- (2) 地下鉄駅の空調・換気施設の強化のための大規模改修等に対する新たな補助制度の創設。
- (3) 混雑時の移動回避を目的とした、「混雑の見える化」に係る情報提供システム導入、車両等の抗菌対策、駅・ターミナルの衛生対策等への補助制度の創設。



## Ⅱ. 地下高速鉄道に係る補助金総額の確保等

(国土交通省)

地下鉄を含む都市鉄道は、公共交通ネットワークを拡充し、都市の国際競争力を強化していく上で、その重要性が年々増大しており、着実かつ円滑な整備推進を図るため、以下の事項について、実現方配慮願いたい。

1. 地下高速鉄道整備事業費補助制度について、耐震対策、浸水対策、バリアフリー対策等現下の喫緊の課題を踏まえ、次の事項の実現を図ること。
  - (1) 次の鉄道施設の整備について、補助金の必要総額を確保すること。
    - ①地下鉄ネットワークの充実 (福岡市七隈線の延伸)
    - ②列車遅延の防止や列車運行円滑化のための駅の大規模改良 (泉岳寺駅、木場駅等)
    - ③トンネル、高架橋、駅等の耐震対策
    - ④河川の氾濫や津波、高潮等に伴う浸水対策
    - ⑤ホームドア等の新設、増設
    - ⑥高齢者や障がい者等のためのエレベーター等の新設、増設
  - (2) 次の事業について、新たに補助対象とすること。
    - ①既設線や長寿命化に資する施設・設備の改修・更新
    - ②エレベーター、エスカレーター、ホームドア等の改修・更新や増設
    - ③移動等円滑化基準の改定を踏まえ、複数のバリアフリールート確保、エレベーターの大型化等及びホームと車両の段差等解消工事
2. 現在国のみが実施している「補助対象事業費に90%を乗じる」措置を見直し、地方公共団体と同額の補助とすること。
3. 新型ホームドア等が、安全かつ低コストで整備可能となるよう、技術開発を促進すること。
4. 複数年度にわたり実施する事業を補助対象とする場合には、施越承認や全体設計承認等により円滑に補助事業を継続できるようにすること。

### Ⅲ. 「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」、 「公共交通利用環境の革新等」に係る補助金総額の 確保等

(国土交通省)

1. 補助金の必要総額の確保。
2. 補助金申請手続きの簡素化及び交付決定の早期化。
3. 複数年度事業を認めるなど補助要件の緩和。

### Ⅳ. 脱炭素化に資する事業の補助金総額の確保等

(環境省、国土交通省)

1. 「脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業」のうち「地域の脱炭素交通モデルの構築支援事業」のうち「交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業」については、低炭素社会の実現に向けて極めて重要な事業であることから、引き続き補助事業を実施するとともに、補助金総額の増額を図ること。
2. 「建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業」のうち「業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO<sub>2</sub>促進事業」のうち「既存建築物における省CO<sub>2</sub>改修支援事業」について、駅設備等の照明のLED化についても補助対象とすること。

## V. 公営地下鉄事業の経営の安定及び経営基盤の強化のための財政措置の拡充

(総務省)

1. 公的資金の高金利企業債の繰上償還及び借換え  
公的資金の金利4%以上の企業債の残債について、全額を対象とする補償金免除繰上償還制度を創設すること。
2. 公営地下高速鉄道事業の特例債制度
  - ・再特例債制度（平成25～令和4年度）により発行の特例債の利子に対する新たな財政措置を講ずること。
  - ・令和5年度以降も、引き続き同制度を継続するとともに、所要の財政措置を講ずること。
3. 資本費負担緩和債及び資本費平準化債
  - (1) 両発行債の利子に対して地方交付税等の所要の財政措置を講ずること。
  - (2) 資本費負担緩和債の発行許可要件を緩和するとともに、公的資金の借入れも可能になるよう措置すること。

## VI. 交通事業への一般会計の負担金等に対する財政措置の充実

(総務省)

1. 交通事業への一般会計の負担金、補助金及び出資金について、地方交付税等による十分な財政措置を講ずること。  
特に、地下鉄事業における新線建設及び老朽化対策、耐震対策、バリアフリー化等に係る大規模改良工事に対する出資金及び補助金について、従来と同様な制度を構築し、適切な財政措置を図ること。
2. 「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」、「公共交通利用環境の革新等」について、一般会計からの補助を受け入れられるよう、繰出基準の対象とすること。
3. 「公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業」（鉄軌道輸送システムのネットワーク型低炭素化促進事業等）について、一般会計からの補助が受けられるよう、繰出基準の対象とすること。